

建築設計・施工における刑事責任

——コストコ事件を手がかりに——

船 山 泰 範

- 一 本稿のねらい
- 二 裁判例の検討
- 三 刑事責任の所在を探る
- 四 埋もれていた課題

一 本稿のねらい

人間は「過失の動物」であると喝破したのは寺田寅彦^①である。また一方で、寅彦は、「この過失は、適当なる統制方法によってある程度まで軽減し得られる」^②とも述べている。「統制方法」の一つが法律であることはいうまでもない。法律は、人間が不完全な動物であることを前提として、その補完あるいは予防策を工夫しようとする取り組みなのである。

本稿のねらいは、コストコ事件の判例評釈ではなく、過失を中心に論じられてきた事件について、本来の法的責任を明らかにしようとするところにある。ただし、そのためには、実際の刑事裁判が建築設計・施工の注意義務を焦点として検討され、結果として全員が無罪で終わっている^③ので、その検証は踏まえておく必要がある。というよりは、過失犯として検討されてきた刑事司法がこのまま終息してしまつてよいのか、というところに問題意識の発端がある。ここで再び、寅彦を引用すると、「世間ではどうかすると誤った責任観念から色々の災難事故の真因が抹殺され、そのおかげで表面上の責任者は出ない代りに、同じ原因による事故の犠牲者が跡を絶たない」^③と、さながら本件の処理を見越したような表現が残されている。

コストコ事件では、二〇一一年三月一日の東北地方太平洋沖地震によつて、二人の消費者が死亡したが、大型商業施設が人の生命を奪つたといえるだけに、偏りのない目で法的評価を加えることにしたい。

二 裁判例の検討

(一) 本件に関わる建築設計用語

コストコ事件の具体的事実の説明に先立ち、本件に関わる用語の意味を予めまとめておくこととする。それぞれの番号は、以下の「概要」中に出ている箇所に示してある。

本件に関する一審判決・控訴審判決には、ところどころに建築設計用語の解説をはめ込むという方式が用いられていて、しかも体系的ではないため、相当読みにくいものとなっており、一般国民に対する配慮を欠くものと言わねばならない。かねてから「悪文」のチャンピオン⁽⁴⁾として揶揄されている「判決文」ではあるが、専門用語が入ってきたときにどのような体裁をとるべきかも、判決文改善の要検討事項の一つとして指摘しておきたい。なお、建築紛争などに関して裁判所との協力関係を保ち、かつ、社会公共に寄与する目的で、二〇〇〇年十二月から司法支援建築会議⁽⁵⁾が活動を展開しているのであるから、裁判所は刑事裁判に関しても、このような機構の支援を受けるべきである。なお、以下に掲げる建築設計用語の内容については、判決文を参照しつつ、さらに、構造設計一級建築士から教えを受けたところに基づいている。

①構造設計……建築物の構造安全性を確保することを第一として、構造計算をして、構造図を作成する。構造計算では、建築物に対して発生する建物の自重・地震・風などの力による応力や、部材の変形を計算し、建造物の構造耐力上の安全性を確保することに注意が払われる。

②意匠設計……発注者の意向や建物の用途・仕様に沿って、意匠図（デザイン）を作成する。建築のマネージャー的業務として、構造設計、設備設計を取りまとめる。

③ブレース……筋交い（すじかい）、斜め部材のこと。建物にブレースがなければ、ロボットで溶接ができ、熟練工を手配する必要がないので、工期短縮につながる（コストコの担当者言い分）。

④ラーメン構造……柱と梁（はり）で構成されたフレームからなる構造のこと。ラーメンの語源はドイツ語のRahmen。

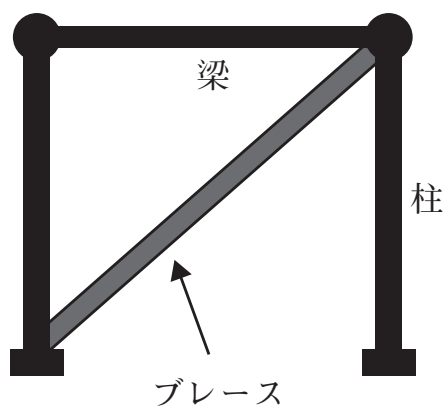
⑤スラブ……鉄筋コンクリート造の板状の板。床スラブは、床の荷重を支え、一体化して造られた梁や柱に力を伝える役割を持つ。

⑥ガセットプレート……鉄骨工事において、部材と部材を接合する場合に用いる鋼板。薄い板状のため、水平の力に対しての強度が小さい。

⑦施工業者……建設現場の総合管理を行い、実際に現場で働く職人を管理する。

⑧矩計図（かなばかりず）……建物の骨格、基礎の断面などが分かる断面図。地盤の位置・床高・天井高などが示される。

ブレース付きラーメン構造



(二) コストコ事件の概要

1 二〇一一年(平成二三)三月一日、東北地方太平洋沖地震が発生し、コストコ多摩境店の車路スロープが崩落し、二名が死亡し、六名が重傷を負った。

この事故に関し、コストコ多摩境店の構造設計(①)に途中から構造変更業務として関わった一級建築士の高木直喜が、業務上過失致死傷罪(刑法二二条一項前段)で起訴された。

コストコ多摩境店の設計については、もともとは、米国のコストコ本社が、米国の設計会社に多摩境店の建築設計・監理業務を委託したところからはじまる。その米国の会社は、日本のケイパートナーズアーキテクツ社(以下、ケイ社)に意匠設計(②)を依頼した。そして、ケイ社は、構造設計の部分を都市構造計画社(以下、都市構造)に依頼したのである。

ところで、コストコホールセールジャパンの倉庫店開発部長(道前)は、二〇〇一年一月二三日、東京都町田市に建築確認申請をする頃から、経費削減と工期短縮のため、構造変更を企画し、二〇〇一年二月一日、高木に構造変更業務を依頼したのである。⁽⁸⁾ 高木は、それから約一か月の間に、構造設計変更の作業を行ったのである。ケイ社は、二〇〇二年一月二五日に構造変更に関する計画変更申請を行い、町田市の確認済み証は、二月七日に交付されている。この間、二月五日にコストコ社は地鎮祭を行い、工事を開始し、二〇〇二年八月九日にコストコ多摩境店は竣工している。

2 高木は、二〇一三年一二月に起訴された。一審途中の訴因変更後の公訴事実を、控訴審判決の「罪となるべき事実の要旨」から要約すると、次の通りである。

一級建築士である被告人は、平成十三年一二月頃、コストコホールセールジャパン社から、東京都町田市に新築する多摩境店に関し、本体建物と、その西側に接合し独立建物とはなっていない車路スロープについて、構造設計業務の依頼を受けた。その内容は、いずれもブレース(③)付きラーメン構造(④)として設計されていた構造を、いずれも単なるラーメン構造に変更するというものであった。

被告人は、平成一四年一月頃までの間、構造変更業務に従事し、建物をラーメン構造、車路スロープをブレース付きラーメン構造とし、建物と車路スロープの接合部を床スラブ(⑤)により接合する設計をした。ところが、被告人が引き継ぐ前の設計担当者間では、ガセットプレート(⑥)のみで接合する設計構想が共有されていたため、被告人の接合方法は採用されず、施工業者(⑦)は建物と車路スロープを床スラブで接合させず、ガセットプレートのみで接合させることとなった。

3 その結果、平成二十三年三月一日、東北地方太平洋沖地震により、建物と車路スロープが震度五弱から五強程度の揺れを受けた際、その構造の違いから両者に異なる挙動をさせ、ガセットプレートにその耐力を上回る地震力を負担させたことにより、これを破断させて車路スロープを崩落させ、折から下段スロープ上を走行していた自動車を押しつぶすなどしたことにより、二名を死亡させ、六名に傷害を負わせた。

4 被告人の当初の公訴事實は、被告人の設計内容自体の誤りが過失の内容とされていたが、原審(第一審)において、期日間整理手続で証拠の内容に基づき主張整理を進めた結果、訴因変更により、過失の内容が次のように改められた。

被告人は、本件の矩計図(⑧)の作成者であり、設計の総括責任者でもあった意匠設計担当者に対して本件接合部

を床スラブにより接合する前提で構造設計したことを確実に伝え、その内容が正確に把握できるように適切に配慮すべき業務上の注意義務があったが、被告人はこれを怠り、適切な配慮をしなかった過失を犯した。

(三) 一審判決と控訴審判決の違い

ア ここでは、本稿のねらいの基盤作業として、一審判決と控訴審判決を簡略に取り上げることとする。

一審判決では、争点を、途中より関わった構造設計担当者の配慮義務は何かという点から捉え、本件において、それは、建物とスロープの接合部を床スラブでつながなければならないことを、意匠設計担当者が正確に把握できるよう適切に配慮すべき注意義務に当たるとしたのである。その上で、裁判所は、被告人（高木）において、配慮義務違反があったかどうかを、次のように判示したのである。

被告人は、当初からの構造設計者（都市構造計画の代表取締役）が、建物とスロープの接合方法をガセットプレートのみで接合する危険な設計構想であることを認識できたのである。そうであるとすれば、設計の総括責任者であった意匠設計担当者（ケイ社の代表取締役、設計部長）に対し、床スラブで接合するという被告人の構造設計の内容を確実に伝えず、同担当者が正確に把握できるよう適切に配慮することを怠ったのである。

すなわち、被告人には配慮義務違反があったとして、業務上過失致死傷罪で有罪になったのである。刑罰は、禁錮八月、執行猶予二年である（東京地立川支判平二八・二一・八）。

被告人は、これに対し、不服として、控訴を申し立てたのである。

イ 控訴審判決では、途中より関わった構造設計担当者の配慮義務について、変更後構造計算書及び変更後構造図を示すなどして、一審が情報伝達の受け手に傾斜していた部分を削除したのである。その上で、控訴審判決は、次の

ように判示したのである。

被告人が、自らの設計内容を変更後構造計算書及び変更後構造図を示すなどして意匠設計担当者らに伝えたことは証拠上明らかであり、本来、設計担当者間の伝達はそれでまかなわれるはずのものである。

したがって、被告人は無罪であるとする（東京高判平二八・一〇・一二）。

ウ 控訴審の判断は一審判決を覆すものだけに、その法理につき判決を辿りながら分析してみると、次の通りである。

①原審は、被告人が、床スラブにより接合することを意匠設計者らが正確に把握できるように適切に配慮しなかった過失があるとしたが、②被告人が自らの設計内容を変更後構造計算書を示すなどして伝えたことは証拠上明らかな事実であり、伝達はそれでまかなわれるはずのものである^①。③それだけで足りず、一般の取り扱いを超えて講ずる特段の義務があったか。④被告人として、明確に変更を伝達しないと、ガセツプレートのみで接合するという、従前の設計担当者間の共有が、そのまま施工される危険があったか。⑤平成一四年一月二二日の時点において、被告人がさらに説明しなければならなかったということはない。⑥全証拠によっても、被告人の過失を認めるには合理的な疑いが残る。これがあつたとする原判決は事実を誤認している。

エ 被告人以外の責任の可能性について、一審判決も控訴審判決も言及している。通例あまりないことである。紹介をしておこう。なお、注の後に掲げた「コストコ事件関係者」を参照されたい。

まず、一審は、意匠設計担当者、当初から関与していた構造設計担当者、施工業者（大林組）の担当者に責任ありとするとともに、とくに当初からの構造設計者について、被告人より責任は大きいと指摘している。つぎに、控訴審

は、当初からの構造設計担当者や意匠設計会社の窓口役こそ責任があるとする。

これらの指摘は、コストコ事件の全貌を捉えるのに大変参考になる。東京高検が上告を断念して被告人の無罪が確定した後、都市構造計画の代表取締役、ケイ社の代表取締役、ケイ社の設計部長について再捜査をしたのは、高木被告人以外の者の過失犯成立を再検討する必要があったからである。ただし、この再捜査も、平成二九年七月、三人の不起訴で終結している。

(四) 危険内蔵型の過失犯

建築設計・施工における過失犯の問題としてコストコ事件を捉えるとき、過失犯の中核を占める交通事故¹²と比較すると、その特色が浮かび上がる。

通常、交通事故では、注意義務違反の行為と結果発生とは直結している。たとえば、自動車運転者がハンドル操作を一つ過れば、直ちに対向車との衝突につながり、人身事故に結びつく。いわば、直結型の過失犯である。

これに対し、コストコ事件では、建築がなされた時点で、建築設計ならびに施工上の危険を内蔵した建築物としてこの世の中に産出され、その後、地震という外部的要因によって破局を迎えたのである。危険内蔵型の過失犯と名付けることとする。

そこで、危険を内蔵した過失犯について、その特色を整理してみよう。

ア 建築設計・施工において注意義務違反があり、危険を内蔵していても、その結果が発生するのに時間間隔のある場合がある。コストコ事件では、危険な建造物が造られたのは二〇〇二年で、それが東北地方太平洋沖地震によってスロープの崩壊となって現出し、二人を死亡させ、六人に重傷を負わせたのは、九年後の二〇一一年三月一日で

ある。むろん、このように注意義務違反の行為と結果発生との間に長い時間間隔があったとしても、相当因果関係が認められれば、過失犯に問うことは何ら異論がないところである。

ところで、危険内蔵型過失犯の結果を惹起するきっかけとなるものとしては、地震・台風・竜巻などの自然災害のほか、テロ・戦争などの人為的なものも数えられる。ちなみに、自然災害の一つとして火山の影響があることを示したものとして、伊方原発の運転差し止めを認めた広島高裁仮処分決定（平二九・一二・一三）に着目する必要がある。裁判所は、伊方原発から約一三〇キロ離れ、活動可能性のある火山である熊本県・阿蘇カルデラで約九万年前に発生した過去最大の破局的噴火を想定すると、「火砕流が伊方原発の敷地に到達した可能性が十分小さいと評価できない^⑬。」として、原発の立地は不適であると判断したのである。広島高裁の結論は、原決定を取消し、期間限定付きで運転を差し止めるものであった。ちなみに、この決定については、原発の「具体的審査基準の合理性及び同基準に適合しているという判断の合理性の立証責任を事業者に負担させるという一般論……を火山問題にもそのまま適用し^⑭」たとして評価されている。

イ 建築設計・施工と結果との間に時間間隔があるということは、その中間の時点で結果発生を防止できる機会があることを示している。

結果回避措置は、建築設計の段階や施工の段階とは全く独立になすことができるということである。^⑮コストコの事例ならば、建物として使用している点この時点でも、本体の建物とスロープが床スラブで接合されているかどうかを点検し、ガセットプレートのみであることが判明したならば、床スラブで補強することで危険発生を回避することが可能なのである。

ただ問題なのは、いったん建築が完成した後は誰が結果回避義務を負うことになるかという点である。それに関して、結果回避義務者を特定し得ることを示したものとして、福島原発事故があるといえる。

東京電力の福島原発は、建築した時点で、その建物の基盤が海水面から一〇メートルであったのであるから、原発として稼働した時点から大規模な津波には対抗力を欠く欠陥建築物だったのである。東北地方の海岸が歴史上たびたび津波の襲来を受け、多くの人命が損われたことは知られていることであり、そこに原発という本来的に危険な建築物を建築する以上、相当な予防策を講じるのは当然の義務であつたのである。酷な言い方になるが、原発のメルトダウンは、何時発生してもおかしくない状態で津波襲来を待っていたのである。

ただし、福島原発は、あるとき、事故を防げる好機が到来したはずである。むろん、それが法的義務といえれば、事故を防げなかったことは、少なくとも不作為の過失犯ということになる。それは、政府の専門機関である「地震調査研究推進本部」が公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」と題する津波地震の予測に基づき、東京電力内の研究機関が、大地震に伴う津波の高さとして一五・七メートルという数値をはじき出した時点（二〇〇八年三月）である。

原発を稼働させている東京電力の内部で、現状では津波に対処できないことを改めて認識する機会を得たとすれば、その時点から適切な結果回避措置をとるべきは当然といわなければならない。巨大津波から原発を守るための方策は、大規模な防波堤に限られない。二〇一一年三月、われわれは、福島原発が全電源を喪失して、冷却機能を回復することの困難さをいやというほど知らされたのであるが、予想される津波の高さ一五・七メートルを知った時点で、電源棟の水密化、交流電源盤・ディーゼル発電機などの高所設置、冷却水確保のためのダムの設置、地域住民・老人施設

の避難方法の徹底など、多様な方法で十分な対策が可能だったのである。ところが、当時の東京電力の幹部（勝俣社長ら）は、津波予測を低くするよう土木学会の某氏に依頼して、五・七メートルの数値を出させ、もっぱら利益優先の経営方針を貫き、結果回避措置を怠ったのである。挙句の果て、東京電力は結果予防のせつかくのチャンスを生かせなかったのである。

ウ 危険内蔵型の過失犯では、建築主自身だけではなく、その後、建築物を管理することになった者に注意義務が課される場合がある。建物ではなく土木工事であるが、次の例は参考になると思われる。

笹子トンネル天井板崩落事件では、管理会社の保守点検が問われている。事件は、二〇一二年二月二日、中央自動車道笹子トンネルのコンクリート製の天井板約三四〇枚が崩落し、自動車三台が下敷きとなり、九名が死亡したのであった。

中央自動車道は、かつて日本道路公団が建築し、山梨県大月市の笹子トンネルは一九七七年に開通したものであったが、旧公団が二〇〇五年一〇月に民営化されたことによつて、中日本高速道路が管理会社となったのである。ところで、笹子トンネルでは、換気のため天井板を取り付けて空間を設けていたが、天井板は最上部からボルトで固定したつり金具で引つ張る構造であった。山梨県警の捜査によると、事故原因は、老朽化したボルトが脱落してつり金具が外れ、コンクリート製の天井板などが連鎖して崩落したことによる。笹子トンネルでは、二〇〇〇年六月にボルトの一部に脱落や緩み、腐食が確認されていたのであるから、その後も定期的な検査が必要であった。そのため、中日本高速の社内マニュアルでは、特殊なハンマーを使って、ボルトなどの不具合を調べる打音検査や、触診、機器を使った詳細点検を五年・一〇年に一回程度行うこととされていたのである。ところが、二〇一二年の九・一〇月の笹

子トンネルの定期点検では、打音検査などはなされず、目視確認にとどまっていたため、最上部のボルトの緩みが見逃されたようである。事故はその年の一二月に惹起したのである。

山梨県警は、二〇一七年一月三〇日、管理会社の中日本高速道路の当時の社長と専務、子会社の中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京の当時の社長と副社長、ならびに、両社の保守点検の担当者四人の計八名を、業務上過失致死容疑で甲府地検に書類送検している。

さて、建築設計・施工における過失犯は、周辺の実例も参照しつつ検討したことで、危険内蔵型過失犯であることが明確になったと思うが、今度は、コストコ事件を全体として捉えて、刑事責任の所在を探ることにしよう。

三 刑事責任の所在を探る

(一) 訴追を離れて―関係者全員を視野に

コストコ事件について、訴追された高木一級建築士の無罪が確定し、最初に書類送検された他の三人については、再捜査の結果、再び不起訴処分とされた。したがって、後者について檢察審査会に対する審査の申立てがないかぎり、コストコ事件では二人の死者がいたにもかかわらず、誰にも刑事責任は問われずに終わってしまうことになる。しかし、はたしてそのような結末でよいのであろうか。

これから検討することは、裁判を通して証拠能力の判断を経ない事柄も含まれるから、確かさという点で凹凸

があるというリスクを含む。しかし、危険な建造物が造られてしまったことの責任の所在を明らかにすることは必要であるから、そのリスクを意識しつつ、関係者全員について責任の有無を考察することにしよう（注の後の「コストコ事件関係者」を参照）。

A 途中構造設計者

コストコ事件を審理した裁判所は、一審も控訴審も、構造設計に途中から関わった者（高木）について、新設計図を渡した段階（遅くとも二〇〇二年一月二五日）で注意義務は終了すると考えているようであるが、私は、前述したように賛同することはできない。

途中構造設計者は、建物とスロープを異なる構造のものとして設計した以上、接合部を床スラブで接合するよう、最後まで監視すべき義務があると思う。高木は、施工業者が大林組であるから、接合部を床スラブでやってくれに違いないと思っていた旨述べているが、一級建築士を長くやっている者ならば、実際の建築はその下請業者によつてなされることを十分に知っていたはずである。そうであるとすれば、異例づくめの途中からの構造設計者としては、建築作業の過程においてこそ、自分の設計が実現されているかを確かめるのは当然の義務といふべきである。¹⁸⁾

なお、高木は発注者（道前）から無理な依頼を受けて途中から構造設計に関わっているが、本来断るべきである。それを引受けたのは経済的理由によると推測されるが（私見）、暴れ馬事件（後出二のイ）における御者のような立場に立たされていたわけではないから、刑事責任を免れることはありえない。

B 当初からの構造設計者、意匠設計担当者

当初からの構造設計者ならびに意匠設計担当者は、変更後構造計算書を手に入れている（この点は控訴審も事実認定している）のであるから、床スラブで接合する設計をするのは当然である。それを怠ったために、変更後構造設計が施工に反映されず、結果として事故を惹起した点で、過失責任は免れない。

C 施工業者の担当者

施工業者（大林組）は、経験を積んだ業者として知られており（スーパー・ゼネコンの中の一社）、その本件担当者は、建物とスロープが異なる構造のものであることがわかっている以上、その接合について注意すべき義務がある。施工業者は、建築に直接関わる者として、構造設計に安全性の問題があるとすれば、当初からの構造設計者や全体を統括する立場にある意匠設計担当者に注意を促すのは当然であり、危険な設計のまま工事をさせ、あるいは、するべきではない。その意味において、施工業者の担当者については、構造設計者とは独立に注意義務が課されるものであり、独自に過失犯が成立すると解される¹⁹⁾。

なお、施工業者が下請業者を選ぶにあたっては、元請業者として適切な業者を選ぶという責任があるわけである。これが、下請責任の明確化といわれるものである。下請業者の過失に関して管理過失が問われるのである²⁰⁾。

D 市の建築主事

市区町村の建築確認は、建築基準法に基づいて提出された建築設計書について、形式的確認をするにすぎないから、本来、安全性についてチェックする機能を期待することは無理といわねばならない。なお、姉齒事件²¹⁾（二〇〇五年）の後には、構造設計の内容についてより厳密にチェックするため、「構造計算適合性判定」²²⁾が義務付けられたが、本

件にはかわらない。

E 発注者

本件建物の発注者はコストコホールセールジャパンという企業であるが、具体的な担当者は、倉庫店開発部長の道前であった。

道前については、危険な建築物になることを予測しながら、工期短縮とコスト削減を企図して、途中から構造設計をむりやり変更させているのであり、道前の命令が建物の安全性を無視しているといえる。

道前の行為は、高い危険性を承知の上で建築を強行し、安全性を無視しているから、もはや過失犯にとどまるものとはいえないと思われる。ただし、刑事司法の実務においては、道前は書類送検の対象者にさえ含まれていない。道前は、自身が一級建築士であるから、当然、本件建築の危険性を認識しえたはずであり、結果発生を認容していると言ええると思われる。

しかしながら、この課題を故意犯として問うには、理論的検討が必要と思われる。そこで、次に項を改めて吟味することとする。

(二) 過失犯を招く故意犯

A 事件の鍵は無理な設計変更・施工

コストコ事件に関して最も大事なことは、誰もが刑事責任を問われずに幕が引かれそうになっていることにとどまらず、どこに刑事責任があるかについて、事案の特殊性が顧みられることなく捜査が展開されたところにあると思われる。

本件における事案の特殊性（異常さ）は、建築の発注者（具体的には倉庫店開発部長・道前）が、当初の建築設計に基づく市への建築確認の進行中に、それまで全く関係のなかった一級建築士（高木）に構造設計の変更を依頼しているところにある（注の後の「コストコ事件年表」を参照）。この点に関する設計の混乱が施工にも波及し、本件事故発生に繋がったのである。

事故の要因の第一は、裁判の判決にも顕示されているように、建物と車路スロープの構造がブレース（筋交い）のなし・ありで異なるとともに、その両者が地震の横揺れに弱いガセットプレートのみで接合されていたということである。私共素人の経験則からしても、揺れ方の異なる大きな建築物が横揺れに弱い板で接合されていたとすれば、地震では一溜まりもないと考えられる。なのに、専門家である建築士や施工業者は、なぜそのような危険な建造物をこの世に生み出してしまったのであろうか。

裁判では、途中から構造設計の変更をした高木一級建築士の刑事責任だけが問題とされたが、私は、本件事案の全体を見たとき、性急な設計変更を依頼した注文主側にこそ、本件惹起の根本的責任があるのではないかと思う。そこで、コストコ事件の本質に近づくべく、証拠の点で限界があることを弁まえつつも、判例評釈を超えて、検討を加えてみることをとする。

イ 課題の前提

過失犯に関して、現場の行為者が処罰されなくても、あるいはされたとしても、現場行為者の過失行為が予見されながら、その現場の行為を利用した者には刑事責任が問われるべき、と思われる。なお、実際には、現場行為を利用した者が刑事責任を問われなかった例が多い²³。

ところで、現場行為者が処罰されない理屈はさまざまあるが、ここでは、期待可能性論によって現場行為者が不処罰となる場合を考えてみよう。なぜその点を確認する必要があるかといえ、現場行為者に適法な行為を期待しえない要因の一つに、利用者の立場からの圧力や強制があるからである。

古くは、暴れ馬事件において御者を使っていた雇主の例⁽²⁴⁾が思い出される。暴れ馬事件における現場の御者は、しつぽの癖の悪い馬を替えてほしいと雇主に訴えていたが、雇主は一向に耳を貸さず、そうかといって御者が勝手に馬を替えることはできず、致し方なく業務に従事していたところ、案の定、馬が御者の手綱にしつぽを巻きつけたため、御者は制御ができなくなり、馬車が暴走して通行人に大けがを負わせてしまったのである。

この例では、御者が雇主に事故が心配されることを告げていたのに、雇主は言うことを聴かず、そうかといって御者がその店を辞めれば家族を路頭に迷わせることになるので、しぶしぶ仕事に従事していたのである。もともと、このような立場の御者を被告人とすること自体、検察官の不見識を示すにほかならなかったが、起訴そのものを裁判官が無効にすることもできないため、裁判官は弁護人の見解を受け容れて無罪を言い渡したのであった。すなわち、御者には、実際に惹き起こしてしまった行為以外の適法な行為を期待できなかった以上、刑事責任を問うことを控えようとするものであった。そして、この裁判の法理がきっかけとなって、行為者を処罰するためには、故意・過失という心理的要素のほかに、期待可能性という規範的要素が不可欠であることが確認されるようになったのである。刑法学説における規範的責任論は、ドイツにおけるこの裁判が契機であったことはよく知られるところである。ちなみに、期待可能性理論をわが国に体系的に紹介した佐伯千仞は、「生々とした人間味豊かな刑法理論」としてその意義を強調している⁽²⁷⁾。

さて、暴れ馬事件において事件全体を捉えるとき、はたして誰が刑事責任を問われるべきなのか。自分の店の業務に関して事故が起きるかもしれないと予見しながら、雇主としての適切な配慮をせずに放置していた雇主にこそ、責められるところがあるといえる。しかし、実際には、暴れ馬事件で雇主はなんら刑事責任を問われずに終ってしまっただのである。

なお、わが国では、暴れ馬事件と似たものとして、第五柏島丸事件がある。これは、瀬戸内海で、職場に向かう乗客を多数乗せた船舶が沈没した事例である。船長は、かねがね船主に対し、定員超過の運用を避けたいと述べていたのであるが、船主は儲けのみを考えて一向に聴いてくれなかった。実際の運行において、取締の警官は出航時刻の励行のみに専念して定員については寛大であったため、定員の五倍余の人を満載して出航し、途中、後方から航行してきた発動機船の波しぶきを避けようと乗客が片側に殺到したことから、海水が侵入し、船は沈没し、二八名が溺死したというものである。

船長のみが業務上過失往来危険罪（刑法二一九条二項）と業務上過失致死傷罪で起訴されたが、裁判所は、「被告のみの責任なりとして、これに厳罰を加ふるについては大いに考慮の余地あり」として、罰金三〇〇円を言い渡したのである（大判昭八・一一・二二刑集二二・二〇七二）。この判例は、船長の行為について、期待可能性がないとまでは認めていないが、その考え方を十分に踏まえたものと評価される。しかし、この事例では、船の運行の十分な危険性を察知しながら、金儲けのために自粛をしようとしなかった船主にこそ、被告人以外の刑事責任が問われるべきである。しかも、船主は結果の発生を予見しながら、放置したという点では、未必の故意を認めるべき事例ともいえる。そうすると、傷害致死罪（刑法二〇五条）の構成要件しか考えられない。

このように、期待可能性論は、不当に起訴された弱者である御者を権力から解放はしたが、事件全体の解決には貢献できなかったのである。

ここで翻って考えてみると、刑法理論の多くは、不当に処罰されそうな立場に立った者を救済するために工夫されてきたという歴史を有している。それは、それなりに意味のあることである。とかくこの国でも、検察官は全体を見ずに現場の者を起訴する傾向があるし、被疑者の言い分を聴かず、個別事例の特殊性を顧慮することなく、断罪しようとする。その場合、弁護する側は、個別事案を具さに観察するとともに、不当に起訴された被告人を刑事司法の網にかからぬよう、これまで積み上げられてきた刑法理論で使えるものがないかを模索することになる。そのため、弁護人の立場からの主張が、個別具体的に被告人を救済するための理論構築に集中することは致し方のないことであろう。

ここまで、現場の行為者が処罰されない根拠の一つとして、利用者は圧力や強制する面があることを明らかにしてきたが、さらに踏み込んで、利用者を処罰するとなると、一工夫が必要になる。そもそも刑事責任論は、人間社会における犯罪を契機としながら、それを規制する仕組みについても、適正に動かすことができるようにすることが、人間の幸福に繋がるはずであるという高い視点に立つて取り組もうとするものである。経済学者の宇沢弘文は、病院や学校は、人間がより豊かに生きるために構築してきた社会的共通資本であると唱えていたが、その考え方からすれば、法律制度やそれを運用する法理論そのものも、当然、社会的共通資本といつてさしつかえないといえよう。

さて、そこで、コストコ事件において、私達が究明しなければならぬ課題は、次のようなことである。本件では、コストコ多摩境店を建築するにあたって、当初からの構造設計で建築をすすめると、建物本体と車路スロープの両方

をブレース付きラーメン構造にするため、費用と時間がかかる。それを避けるため、コストコホールセールジャパンの倉庫店開発部長の道前は、高木建築士に対して「ブレースを全部取ってほしい」という内容の設計変更を依頼してきたのである。自らが一級建築士でもあり、コストコの幕張店の建築に中堅建設会社の社員として関わったことのある道前は、ブレースを取って純ラーメン構造にするなら、「ロボットで溶接ができるから工期が早くなる」という、もっぱら工期短縮と経費圧縮を狙って、構造設計を途中から変更しようと企図したのであった。

高木と道前の関係で捉えてみると、高木は道前に利用されて設計変更を行ったのである。高木は金銭で道前に縛られている関係であつたと推測される。建造物の危険性は、建築士という専門家であるとすれば、当然気づいているはずであるから、設計変更による危険の本体は道前が引き受けるのが筋ではないのか、というのが私の基本的な考え方である。

しかし、だからといって、私は、高木が刑責を免れることはないと思う。高木は、期待可能性そのものの主張やそれに類した主張は許されないはずである。なぜなら、高木は、構造設計変更の業務をしなければ生きていけないほど切羽詰まった金銭状況ないし人的環境ではなかったと推測されるからである。暴れ馬事件における御者とは全く比べものにならない。高木は自らの利益のためだけに、建築士として負うべき専門家の責任を捨てたと言われても、抗弁できないのではないか。仮に百歩譲って、「おかしい図面」のまま建築がなされないようにしようと思うならば、建築現場に行ってみれば済むことであつたはずである。この点に関して、裁判所が、設計士の注意義務の期限を平成一四年一月二二日頃まででよいとするのは解せない。

ウ 過失犯を招く故意犯の意義と要件

他者による過失犯の発生が予想される場合、積極的にそのきつかけを作った者には、未必の故意の法理を用いて、故意犯の刑事責任を認めることができる。

右のような「過失犯を招く故意犯」が認められるためには、次の要件のすべてが充たされなければならない。

①他者に命令、強制、無理やり依頼した行為と結果との間に相当因果関係が認められること。

②行為者が積極的にきつかけを作ったこと。

a 命令する（現場の行為者の注意や依頼を聴かない場合も含まれる）

b 押しつける

c 無理やり依頼する（弱みにつけ込んで依頼する場合も含まれる）

d 本来やるべきことをやらない

③現場行為者に期待可能性論が働かない場合でもかまわない。

右の③に関して、補足説明をしておこう。

川岸工場事件（失業保険料不納付事件）では、工場長が失業保険料を県に納付しなかったことが問われたのである。

最高裁は、失業保険法（雇用保険法の前身）³⁰の罰則規定の構成要件の解釈として、支払う能力があるにもかかわらず納付しなかった場合を意味すると限定解釈をして、無罪を言い渡したのである（最判昭三三・七・一〇刑集二二・一一・

二四七一）。

このように、最高裁は、構成要件のレベルで結着をつけたため、期待可能性という有責性段階まで及ばなかったものといえる。しかし、川岸工場の責任者としては、納付すべき金額を東芝本社の財務係が送ってこず、しかも、工場長には独自に銀行などから借金をする権限が賦与されていなかったため、金策に窮して失業保険料を納付できなかったものであるから、期待可能性がなかったという論理構成が使えそうな場合であったと言つてよい。

思うに、最高裁が構成要件について限定解釈をして被告人を無罪にする手法は、可罰的違法性論の一環をなすもの^{③①}として評価できる。また、より基本的な考え方としては、罪刑法定主義の実践^{③②}といえる。さらに、条文の解釈について、杓子定規を排して、具体的妥当性を追求しようとする姿勢として賛同することができる。しかし、期待可能性の法理を用いたくないために、あえて構成要件レベルの問題にとどめようとしたのであるとすれば、残念というしかない。

エ 効果

以上のような要件がすべて充たされ、結果が発生した場合、過失犯を招いた故意犯者には、法的効果として、未必の故意の理論に基づいて、故意犯の成立が認められることになる。ここで、未必の故意とは、行為の時点で、自己の行為から法益侵害の結果の発生することが予見されるとき、そのような結果が惹き起こされてもかまわないと思つて行為をすることである。コストコ事件では、注文主側の道前が、無謀な設計変更を高木に依頼した行為について、未必の故意が認められる。

なお、その点で、本件に関していえば、故意行為と結果発生との間に九年二か月の時間間隔があることに注意しなければならぬ。それは、本件の建築設計・施工上の過失と地震による被害との間に時間が空いていることに基因す

ることである。

オ 理論の価値・効能

過失犯を招く故意犯の法理には、以下のような価値あるいは効能があるといえる。

第一に、過失犯を招いた故意犯者が、理論上、きちんと処罰されるということになれば、現場の行為者について、期待可能性論によつて有責性を欠くとの処理をしやすくなるのである。

これまで、期待可能性論が実務上用いられてこなかった背景には、現場行為者のみが過失犯などで問擬されているときに、期待可能性論によつて無罪を導くと、重大な結果が発生しているのに誰も処罰されないで幕が閉じられてしまうという、理不尽に対するためらいもあったと思われる。これに対し、過失犯を招く故意犯によつて、いわば大本の可罰性が認められることになれば、そのような懸念は払拭されることになるから、現場行為者に期待可能性論を適用しやすくなるといえよう。要するに、むりやり行為をさせられた現場行為者は無罪となり、むりやり行為をさせ、法益侵害の結果を招いた者は、全体的考察によつて故意犯として処罰されることになり、公平性を保持した落ちついた結論が導かれるのである。⁽³³⁾

第二に、過失犯を招いた故意犯の法理が用いられれば、現場責任主義という悪弊を超克する契機となると期待される。

現場の行為者や中間管理職が処罰され、上の者は処罰を免れてきたというフレームを大きく転換することは、日本の近代化されてこなかった部分⁽³⁴⁾に対する挑戦といえる。この課題は、国民の法意識に関わることであり、「世間」を相手どることになるから、易々と取り組むことであつてはならない。ただし、そのことを自覚した上で、高い視点に

立って、法理を構築してゆく必要があると思う。

第三に、過失犯を招く故意犯の法理を用いれば、福島原発事故に関して、東京電力の社長や原子力開発部長に対し故意犯として刑事責任を問うことが可能となる。

東京電力の社内においてさえ、福島原発が一五・七メートルの津波に襲われる可能性のあることが確認され、原子力開発部長を通して社長が認識した時点においては、法益侵害の惹起を防ぐ注意義務が生ずるのである。したがって、結果発生を回避する措置がとられず、そのため結果が発生すれば、過失犯が成立することになる。それにも増して、回避措置をとらない口実を用意するために、土木学会を利用して、予想される津波の高さを五・七メートルに低めて、一種のアリバイを用意し、結局何もしなかったことは、結果が発生しても構わないという未必の故意にあたると評価されるのである。当然、構成要件は殺人罪（刑法一九九条）である。

カ 予想される批判

過失犯を招く故意犯の法理に対しては、次のような批判が予想される。

a 過失犯を招くことが予見された以上、それを招いた者も過失犯にとどまるのではないか。

しかし、そのような批判は、間接正犯の法理を忘れたものといわなければならない。よく知られているように、注意深くない看護師を利用して、致死性の毒を患者に注射させて死亡させた医師は、間接正犯の法理によって故意犯の殺人罪になるのである。

b 仮に故意行為を認める場合でも、故意行為と結果発生との間に長い時間の経過がある場合に問題はないか。この点は、相当因果関係が認められるかぎり、時間的離隔犯として成立することに異論はないはずである。

キ 他の法理との類似性

共謀共同正犯において、お互いに他者の行為を利用して自己の犯罪を実現しようとした点について、間接正犯と類似のものと捉える見方がある。共謀者のうち、誰かが実行行為をしているとき、一部の者は何もしていなくても、他者の行為を通して犯罪を実現しているとの構成である。たとえば、銀行強盗を周到に計画した者は、実行行為者が銀行内で支店長をピストルで脅しているとき、ゴルフ場でクラブをスイングしていても、一項強盗罪と建造物侵入罪の共謀共同正犯が成立するのである。

このような見方は、過失犯を招く故意犯の法理にも当てはめられることができると思われる。すなわち、過失犯を招く故意犯の法理では、他者の過失行為を利用して結果の発生することを通して、自己の故意犯を実現したと考えられるのである。ただし、本法理が共謀共同正犯と異なるのは、犯罪実現の共謀がなされるわけではなく、強い立場の利用者が、弱い立場の者によって過失犯が惹起されることを予見しながら、そうなってもかまわないと思って、無理やり依頼したり、命令したりすることがなされるのである。

四 埋もれていた課題

高木設計士の所には、惨劇が起きた二〇一一年の四月後半に、被害者の遺族が訪ねてきて、「スロープが崩落した本当の理由を教えてほしい」と、涙を流しながら尋ねたそうである。³⁵⁾遺族による糾問は、刑事司法の現在^{いま}に対して向けられていることに心しなければならぬ。

本稿では、コストコ事件において、実際の刑事司法の取り組みが刑事責任の本来からずれているのではないか、という疑問から出発した。その結果、まず、過失犯というレベルでは、高木以外の関係者にも過失犯の成立が見受けられた。さらに、私は、過失犯という試薬だけでは分析できない成分があると思い、結果惹起は誰のしわざかと、事件全体を眺めてみたのである。すると、過失犯の後ろに故意犯が存在することに気づかされたのである。私は、これを、「過失犯を招く故意犯」という枠組みで捉えてみたのである。本稿の後半部分は、その序論的考察にほかならない。そこでも気づいたところであるが、新たな視点を得ると、他の事件にも同種の課題が潜んでいることが明らかになったと思う。二度と同じ過ちを繰り返さないためという思いから福島原発について声を挙げてきた者³⁶として、過失犯を招く故意犯の問題を刑法理論として磨き上げてゆく責任があると思っている。

なお、本稿では触れなかったが、建築設計・施工という業務内容でも明らかのように、刑法における専門家責任³⁷という視座も忘れてはならないことである。

ところで、刑事司法全体を眺めたとき、もう一つ、要検討事項がある。それは、本文中でも取り上げたことであるが、検察官が起訴するにあたって、事件の本体を的確に捉えているかという問題である。本件では、構造設計を途中から変更することに関わった点に着目して、変更設計をした高木設計士に焦点を合わせたのはわからないわけではないが、なぜ、その高木にむりやり短時間の設計をさせた発注者・道前に目を向けていないのであろうか。

この問題の背景には、わが国の検察官がいかなる力に押されて歪んだ起訴をしているのか、³⁸という根本問題がある³⁸と考える。検察官の起訴は、被告人に公平な裁判を受けさせるために、刑法理論としてどのようなものを用意したらよいかに関わる（期待可能性論はその一つ）だけに、今後とも取り組んでみたい。人間は、「他人に頼ることなしには

生きていけない⁽³⁹⁾」だけに、相互関係を律するルールをいかに組み立てていくかは、法理論に課された大きな課題であることを、もう一度噛み締めてみる必要がある、と思っている。

- (1) 寺田寅彦『寺田寅彦全集第七卷』（平成九年・岩波書店）三〇二頁。
- (2) 寺田・前掲注(1)三〇二頁。
- (3) 寺田・前掲注(1)三五〇頁。この文は、「災難雑考」の題で、昭和一〇年（一九三五）に書かれたものである。
- (4) 岩淵悦太郎編著『第三版 悪文』（昭和五四年・日本評論社）七五頁。なお、この記述は第一版（昭和三五年）から存在する。
- (5) 司法支援建築会議は、日本建築学会が、建築関係訴訟に関して、厳正中立的立場から裁判所に対する支援を行うなどの目的で設立されたものである。
- (6) 構造設計一級建築士・益子拡。
- (7) 日経アーキテクチュア一一〇五号（平成二九年・日経B P社）四九頁。
- (8) 高木は、面識のない建築士が設計した図面を「引っ繰り返すのは嫌だ」と道前の依頼を三回ほど断ったが、関係者が事務所にやってきて無理やり図面を置いていったと述べている（前掲注(7)五〇頁）。
- (9) 東京地裁立川支部平成二八年二月八日判決LEX/DBインターネットTKC法律情報データベース・文献番号2554742。
- (10) 東京高裁平成二八年一〇月一三日判決LEX/DBインターネットTKC法律情報データベース・文献番号2554699。
- (11) この点に関する反対意見を示すものとして、福田晴政「コストコ事故で逆転無罪 構造計算書など示せば十分か」日経アーキテクチュア一〇八四号（平成二八年・日経B P社）八八頁。
- (12) 犯罪白書の認知件数を見ると、刑法犯と自動車運転致死傷処罰法違反を合わせた数一四七万八五七〇件のうち、交通事故に

あたる後者の割合は、約三三・六パーセントを占める。なお、検挙人員では、約六八・六パーセントである（平成二九年版『犯罪白書』）。

(13) 毎日新聞平成二九年一月一日朝刊に掲載された「伊方原発運転差し止め広島高裁決定（要旨）」。

(14) 井戸謙一「岐路に立つ裁判官（11） 独立した司法が原発訴訟と向き合う②」 裁判官は課題を抱えているがなお期待に値する存在である」判時二三三二五号（平成三〇年）一一九頁。

(15) 結果回避措置が本来的に予見可能性とは独立であり、むしろ回避措置に重心を移して捉えるべきことを論じたものとして、船山泰範「過失犯における回避措置重心説」『川端博先生古稀記念論文集（上巻）』（平成二六年・成文堂）四一一頁。

(16) 検察審査会法二条二項。

(17) 死亡した夫婦のうち、夫は、約二五時間の救助作業の末に意識のある状態で救出され、両大腿切断の手術を受けるなどしたものの、治療の甲斐なく救出の二四時間後に死亡している。また、傷害を負った六名については、肉体的苦痛のほか、精神的苦痛も非常に大きかったことが、判決文から読みとれる。

(18) 高木は、前掲注(7)の中で、「設計を変更した部分については施工現場でもチェックをしました」と述べているが（五〇頁）、見落しがあったのではないか。

(19) 本件に関わる民事訴訟では、保険会社が保険金などの求償権に基づき代位求償をしており、その中で、大林組に対し、本体とスロープの連結部について「不適切な施工をした過失がある」と主張をしているとのことである（前掲注(7)四二頁）。

(20) 平成二七年に明るみになった横浜市都筑区のマンション傾斜事件では、杭打ち工事を担当した二次下請けの旭化成建材の施工において、杭八本が強固な地盤に届かない不完全なものであった。しかも、杭打ちを担当した社員は、施工報告書に別の杭のデータの転用や加筆をしたものであった（朝日新聞平成二七年一〇月一六日）。この場合の民事責任については、旭化成建材の社員はもちろん、元請けの三井住友建設にも監督責任が考えられる。

(21) 平成一七年一一月に、一級建築士の姉齒秀次が必要な耐震強度を守らずに構造計算書を作成し、それに基づいてマンション・ホテルが建設されたため、震度五強の地震で倒壊する可能性が確認された（東京新聞平成一七年一月一八日）。姉齒は、

施工業者の木村建設から、鉄筋量を四割減らすよう圧力を受けたと動機を述べている。国土交通省は、偽装は九八件あったと報告している（産経新聞平成一八年三月三十一日）。なお、偽装事件が揺さぶったのは、建築生産システムのあり方だったという観点から、姉歯物件は氷山の一角にすぎないと指摘したものとして、細野透『耐震偽装　なぜ、誰も見抜けなかったのか』（平成一八年・日本経済新聞社）がある。

(22) 構造計算適合性判定は、確認検査機関（市）のチェックとは別に、構造計算適合性判定機関にて建築物の構造計算が適正であるかどうかの判定を行うことで、二重チェックをするのである。

(23) 一例として明石花火大会の歩道橋事故における刑事司法上の処理がある。この事故は、平成一三年（二〇〇一）七月二十六日、兵庫県明石市の朝霧歩道橋で花火大会の参加者が雑踏の中で転倒するなどして、一人が死亡し、一八三人が傷害を負うというものであった。神戸地検は、警察署の現地指揮官と開催した市の幹部を業務上過失致死傷罪で起訴しながら、所轄警察本部で指揮・監督する立場にあった所轄警察署の署長・副署長については不起訴としている。その後、副署長（署長はすでに死亡）は、神戸検察審査会による二度の「起訴相当」議決により、指定弁護士により強制起訴されたが、第一審では、過失は認められなかった（神戸地判平成二五年二月二〇日判例集未掲載）。

(24) ドイツで起きた事件であり、一八九七年にライヒ裁判所の判決が出されている。

(25) わが国の現状に即していえば、不当な起訴については、不当な不起訴に対して準起訴手続（付審判請求）・検察審査会制度が用意されているのと異なり、制度的保障がなく、適用幅の限定された公訴権濫用論（最決昭五五年一月一七日刑集三四卷七号六一二頁）による対応が考えられるにすぎない。

(26) 規範的責任論は、「行為者がそのようなばあいはその行為をしたのは無理もないことだというとき」、「非難を加えることができる」とする理論である（団藤重光『刑法綱要総論・第三版』平成二年・創文社・二六四頁）。

(27) 佐伯千仞『刑法における期待可能性の思想』（昭和二年・有斐閣）はしがき一頁。

(28) 田宮裕は、「刑事手続きにおける適正手続きは、それが文明的基準を維持するためのミニマム・スタンダード」だとする（田宮裕『刑事訴訟法（新版）』平成八年・有斐閣・四頁）。

(29) 宇沢弘文は、「社会的共通資本」の考え方について、医療を例として、「市場メカニズムを使うのではなく、もっと人間的な立場からその営みを守るために協力」することとしている（宇沢弘文『人間の経済』平成二九年・新潮新書・七五頁）。

(30) 判決文を引用すると、失業保険法五三条二号に「被保険者の賃金から控除した保険料をその納付期日に納付しなかった場合」について、「事業主において、右代理人等が納付期日に保険料を現実に納付しうる状態に置いたに拘わらず、これをその納付期日に納付しなかった場合をいうものと解する」としている。

(31) 可罰的違法性の判断基準に関して、被害惹起行為について、「若干の逸脱性があっても、その逸脱性の度合が低いときは、法益侵害の軽微性といえ、可罰的違法性の否定に結びつく」とされる（藤木英雄『刑法講義総論』昭和五〇年・弘文堂・一二一頁）。

(32) 団藤重光『法学の基礎〔第2版〕』（平成一九年・有斐閣）一六八頁。

(33) このような筆者の考え方が認められるには、パラダイムの転換が必要と思われる。パラダイムは、科学者によって提唱された捉え方である（トーマス・クーン著、中山茂訳『科学革命の構造』昭和四六年・みすず書房）。私は、行き詰まった法律学にも必要なことと考えている。

(34) 阿部謹也『日本人の歴史意識』（平成一六年・岩波新書）が掲げる「世間」の行動の原理の一つは、「長幼の序」である（七頁）。

(35) 前掲注(7)四九頁。

(36) 古川元晴・船山泰範『福島原発・裁かれないでいいのか』（平成二七年・朝日新書）。

なお、原発に対してどう取り組むかについて、さまざまな方法があることを気づかされたものとして、ファン・デグオン著、清水由起子訳『新版 野草の手紙』（平成二八年・自然食通信社）がある。

(37) その点について論じたものとして、船山泰範「柔道指導における過失責任」日本法学八四卷四号三七五頁。前掲注(6)の益子は、建築物の設計・施工の不備が「時には生命を脅か」しかねないことを建築士が自覚する必要があると、本稿発表の前提となる研究会で述べている。なお、この研究会では、建築設計事務所会長・西倉努氏から建築設計に関する総論的な御指導

を受けた。

(38) デイヴィッド・ジョンソン著、平山真理子訳「日本の『蜘蛛の巣』司法と検察の活動」後藤昭責任編集『刑事司法を担う人々』(平成二九年・岩波書店)は、日本においては「上向きの訴追は弱い」と指摘している(二九頁以下)。

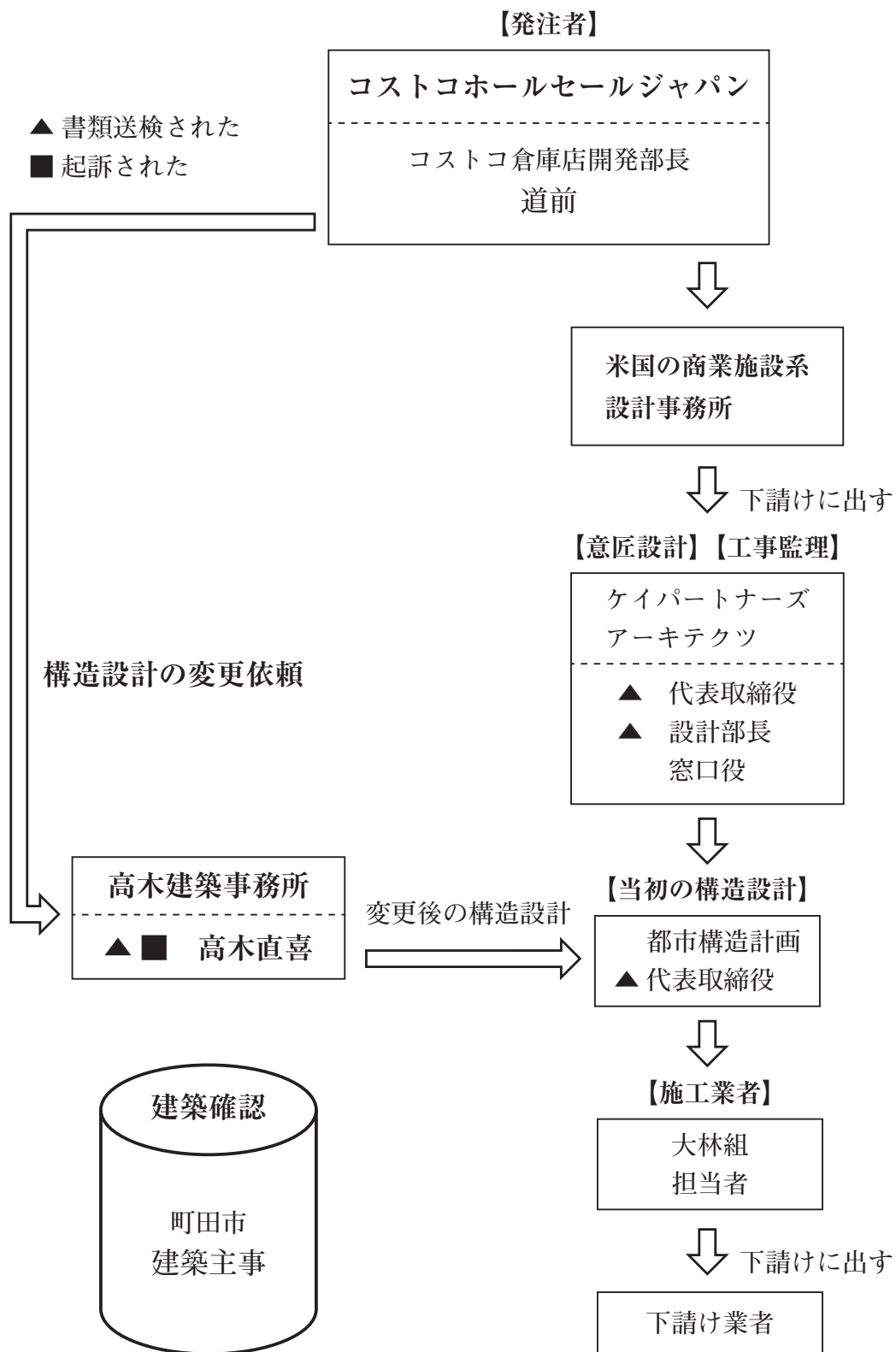
(39) フランス・ドゥ・ヴァール著、柴田裕之訳『共感の時代へ 動物行動学が教えてくれること』(平成二二年・紀伊國屋書店)三七頁は、その根拠について、人間は、「集団生活をする相互依存度の高い霊長類の、長い長い系統の末端にいる」からだとしている。そして、助け合うという「この現実こそ、人間社会についてのあらゆる議論の出発点とすべき」と指摘している。

* 本稿脱稿後、海渡雄一「岐路に立つ裁判官(12) 独立した司法が原発訴訟と向き合う③―伊方原発最高裁判決の再評価 福島原発事故を繰り返さぬための裁判規範を求めて―」判時三三五四号(平成三〇年)一二〇頁に接した。十分読み込んで引用すべき論稿であることは言うをまたない。ここでは、筆者が、「多くの国民の世論が脱原発を求めている今日」、裁判所は、市民が「勇気ある裁判所を必ず支えることを信頼して良心を貫いて欲しい」と述べていること(一三三頁)を紹介するにとどめる。

コストコ事件年表

2001（平成13）年 12月13日	建築確認申請を町田市に出す。
12月15日頃	倉庫店開発部長（道前）が、設計変更のための構造設計業務を依頼。 高木直喜は、矩計図につき、接合部の床スラブが切れており、おかしい図面だと考えた。
2002（平成14）年 1月8日	町田市が確認済証を交付。
1月9日	倉庫店開発部長は、高木、ケイパートナーズアーキテクト社の代表取締役、都市構造計画の代表取締役らを集めて、構造変更についての打合せを行った。
1月25日	町田市への計画変更確認申請。
2月5日	地鎮祭
8月9日	竣工
9月7日	開店
2011（平成23）年 3月11日	東北地方太平洋沖地震が発生し、車路スロープが崩落し、2名が死亡、6名が重傷。
2013（平成25）年 3月8日	警察は、一級建築士4人を、業務上過失致死傷で書類送検。 ①ケイパートナーズアーキテクト社の代表、②同設計部長、③都市構造計画の代表、④高木直喜
12月27日	高木のみ在宅起訴。他の3人は不起訴。
2016（平成28）年 2月8日	東京地裁立川支部は、高木に、禁錮8月、執行猶予2年を言い渡す。
2月17日	高木は、東京高等裁判所に控訴。
10月13日	東京高裁は、高木に無罪を言い渡す。
10月27日	上告断念、判決確定。
2017（平成29）年 7月19日	一度不起訴にした建築士3人が再び不起訴。

コストコ事件関係者



* この図は、日経アーキテクチャ 1084 号（平成 28 年・日経 BP 社）89 頁の図を参考に作成した。